

研究機関で施設の設置等をお考えの方へ

研究機関で施設を設置したり、変更・廃止などをする場合、環境法令で以下のような規制がかかる可能性があります。以下の例はあくまで一例で全てを網羅しているわけではありませので、詳しくは裏面に記載の各担当部署にご相談下さい。



ドラフトチャンバー



流し台

環境法令に基づく規制の例

1

流し台・ドラフトチャンバー

流し台やドラフトチャンバーを設置・変更・廃止する際には、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）の申請、下水道法・水質汚濁防止法（水濁法）の届出が必要になる場合があります。

市
条
例

59-(1)-(1)

下
水
道
法

71の2(イ)

水
濁
法

71の2(イ)

2

酸バット・アルカリバット

酸バットやアルカリバット（常設のもの）を設置・変更・廃止する際には、市条例の申請、下水道法・水濁法の届出が必要になる場合があります。

市
条
例

64-(1)-(1)

下
水
道
法

65

水
濁
法

65

3

ボイラー・冷温水発生機

ボイラーや冷温水発生機を設置・変更・廃止がある際には、市条例の申請、大気汚染防止法（大防法）の届出が必要になる場合があります。

市
条
例

61-(1)-(1)
61-(1)-(2)

大
防
法

ばい煙1

4

送風機・コンプレッサー

送風機やコンプレッサー（ボイラー等に内蔵されているものも含む）を設置・変更・廃止する際には、騒音規制法（騒音法）・振動規制法（振動法）の届出が必要になる場合があります。

騒
音
法

2

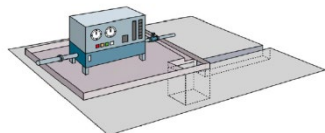
振
動
法

2

※法令種類の下に記載している番号は、各法令の施設番号等を例示しています。

有害物質等（※）をご使用の場合

■地下浸透防止対策が必要になります



有害物質を地下に浸透させないための対策が必要になります。（水濁法・市条例）

■対象施設を廃止（一部廃止を含む）する場合に土壤汚染対策に関する申請・届出が必要になる場合があります

水質汚濁防止法または下水道法の特定施設を廃止する場合または敷地が減ったり、事業場が無くなったりする場合（土壤汚染対策法・市条例）

■形質変更する場合に土壤汚染に関する申請・届出が必要になる場合があります

形質変更（敷地内の土地を掘ったり、盛ったりする）をする場合（土壤汚染対策法・市条例）

※有害物質等とは

カドミウム及びその化合物、シアン化合物等の人の健康に被害を生じる可能性のある物質として法令で定めるものです。各環境法令との対応は以下の通りです。

- 水質汚濁防止法・下水道法
……有害物質(28物質)
- 横浜市生活環境の保全等に関する条例
……地下浸透禁止物質(29物質)
- 土壤汚染対策法
……特定有害物質(25物質)

その他の申請・届出が必要になる場合もあります

発電機

常用の発電機を設置等する場合（市条例）

塗装の作業

塗装ブース等を設置等する場合（市条例）

※その他にも申請・届出が必要な場合があります。詳しくは、窓口でご相談下さい。

担当部署と連絡先

横浜市役所
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 27階

お問合せの内容	担当部署	連絡先
市条例 指定事業所関係	みどり環境局環境管理課条例担当	045-671-2733 mk-shiteijigyosho@city.yokohama.lg.jp
大気関係	みどり環境局大気・音環境課大気担当	045-671-3843 mk-taikikisei@city.yokohama.lg.jp
騒音・振動関係	みどり環境局大気・音環境課騒音担当	045-671-2485 mk-souon@city.yokohama.lg.jp
水質汚濁関係	みどり環境局水・土壤環境課水質担当	045-671-2489 mk-mizu@city.yokohama.lg.jp
土壤汚染対策・地盤沈下関係	みどり環境局水・土壤環境課土壌対策担当	045-671-2494 mk-dojo@city.yokohama.lg.jp
下水道関係	下水道河川局水質課工場排水担当	045-671-2835 gk-kouhai@city.yokohama.lg.jp

インターネットの情報もご覧ください



令和7年3月作成